⑹　締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保すること等について定める。（第三十二条関係）

⑺　締約国は、第四部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保すること等について定める。（第三十三条関係）

⑻　計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負うこと等について定める。（第三十四条関係）

⑼　締約国は、公海等における活動であって自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、最良の科学等及び伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。（第三十五条関係）

⑽　締約国は、許可された活動の影響及び監視の結果を定期的に報告すること等について定める。（第三十六条関係）

⑾　締約国は、許可された活動の影響が検討されることを確保すること等について定める。（第三十七条関係）

⑿　科学技術機関は、締約国会議による審議及び採択のため、規格又は指針を作成すること等について定める。（第三十八条関係）

⒀　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であって公海等で実施されるものについて、当該計画が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、戦略的環境評価の実施を検討すること等について定める。（第三十九条関係）

5　第五部　能力の開発及び海洋技術の移転

⑴　第五部の規定は、この協定の規定の実施について締約国（特に開発途上国である締約国）を支援すること等を目的とする。（第四十条関係）

⑵　締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、直接に、又は関連する文書等を通じて、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力すること等について定める。（第四十一条関係）

⑶　締約国は、その能力の範囲内で、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力すること等について定める。（第四十二条関係）

⑷　海洋技術の移転は、公正かつ最も有利な条件で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って、実施されること等について定める。（第四十三条関係）

⑸　能力の開発及び海洋技術の移転の種類には、人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援を含めることができるが、これらに限定されないこと等について定める。（第四十四条関係）

⑹　第五部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討されること等について定める。（第四十五条関係）

⑺　能力開発・海洋技術移転委員会は報告書及び勧告を提出すること、また、締約国会議は、当該報告書及び勧告を検討し、並びに適当なときは、当該報告書及び勧告について措置をとること等について定める。（第四十六条関係）

6　第六部　制度的な措置

⑴　締約国会議の第一回会合は、国際連合事務総長がこの協定の効力発生の後一年以内に召集すること等について定める。（第四十七条関係）

⑵　締約国会議は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進すること等について定める。（第四十八条関係）

⑶　科学技術機関は、締約国会議の権限及び指導の下で、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づく任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する。（第四十九条関係）

⑷　締約国会議は、その第一回会合において、事務局の所在地の決定を含め、事務局の任務の遂行のための措置をとること等について定める。（第五十条関係）

⑸　情報交換の仕組みは、主としてアクセスが開かれたプラットフォームによって構成されること等について定める。（第五十一条関係）

7　第七部　資金及び資金供与の制度

締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供すること等について定める。（第五十二条関係）

8　第八部　実施及び遵守

⑴　この協定の実施の確保並びに義務の履行状況の監視及び締約国会議への報告について規定している。（第五十三条及び第五十四条関係）

⑵　実施・遵守委員会は、実施及び遵守に関する事項を検討し、並びに締約国会議に対し、定期的に報告し、適当な場合には勧告を行う。（第五十五条関係）

9　附属書

⑴　区域に基づく管理手段の設定に関する提案（第十九条）に関し、区域の特定のための例示的な基準について規定している。（附属書Ⅰ関係）

⑵　能力の開発及び海洋技術の移転の種類（第四十四条）に関し、それらの取組に含めることができる事項が例示されている。（附属書Ⅱ関係）

◇千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正（条約第十四号）（外務省）

この改正は、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことができるようにするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　議定書の第六条は、投棄のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定していたが、この改正では、当該規定の例外として、締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに規定している。（第六条２関係）

2　１に記載する協定又は取決めには次の事項を含めることを規定している。（第六条２関係）

⑴　輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分

⑵　非締約国に輸出する場合、議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定